

特定処遇改善加算の取り組みについて

社会福祉法人悠生会では令和元年10月より介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定しております。具体的な取り組み内容については以下の要項をご参照ください。

1. 資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す職員への実務者研修支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする職員への外部研修支援
(介護処置に関する研修、認知症ケアに関する研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修等)

2. 労働環境・処遇の改善

- ・エルダー・メンター制度（新人指導担当者制度）を導入し新人介護職員の支援を行う
- ・ICT活用による業務省略化
(ケア内容や申し送り事項をICTで共有し介護職員の事務負担を軽減、出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供)
- ・子育てとの両立を目指す職員のための産休・育児休暇制度、育児・介護短時間勤務制度の充実
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化。職員休憩室・分煙スペースの整備

3. その他

- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
(ほっとカフェ、カフェ悠、よりどころ中央、よりどころ東、すこやか健康クラブ、その他行事イベント等)
- ・非正規職員から正規職員へのキャリアアップ